

該当箇所			質問者	ご意見・ご質問の内容	回答
NO	資料	ページ			
1	1	3	2(2) 高次脳機能障がい相談件数について	舞谷委員 【質問】 過去3年の件数が大きく違っていますが、理由がわかれば教えてください。	令和3年度の実績104件のうち、92件は一人の方が相談した件数と確認しており、令和3年度の実績が大幅に増加しました。
2	2	2	1(1)①No.1 障がい者差別解消のための職員研修	榎尾委員 【質問】 障がい者差別解消のための職員研修の具体的な内容を知りたい？	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要」として、新任職員向けの研修の一つとして行っています。 内容は、法の目的、経緯、対象となる障がい者と事業者の範囲、主に定められているものとして、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供など具体的な事例を含め説明しています。
3	2	3	1(1)①No.5 地域活動支援センター機能強化事業	榎尾委員 【質問】 機関誌「アーモンド」の2回発行の周知理解度は？	加賀市役所、社会福祉協議会等の関係機関のほか、市民が気軽に見ることができるよう、中央図書館や山中図書館に配布、設置しています。 また、市内16カ所の地区高齢者こころまちセンターにも配布し、周知しています。
4	2	3	1(1)①No.7 手話理解促進事業	榎尾委員 【質問】 加賀市独自の手話単語について知りたい！	加賀市特有の地名や加賀市独自の施設・行政サービスなどについて、手話表現を定め、動画を制作したものです。加賀市のホームページ上の「Kaga Signs」というサイトで、その動画を50音で管理し、「加賀パフェ」や「長流亭」など、現在23単語を掲載しています。 手話単語の表現方法については、視覚障がいのある方にはご説明することもできます。
5	2	6	1(2)②No.1 公共交通体系の充実	舞谷委員 【質問】 令和3年度実績について 乗り合いタクシー109.3%について、100%を超える理由を教えてください。 また、令和2年度も3年度も「コロナウイルス感染症拡大によるものである」とありますが、令和2年度は前年度を下回り、令和3年度は前年度を上回っています。 同じ理由では説明がつかないと思いますので、補足をお願いします。	100%を超える理由としては、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛要請の有無や利用者自らの外出控の緩和など可能性としては考えられます。 令和2年度、3年度実績に対してのコロナウイルス感染拡大の理由について、令和3年度は、前年度から回復傾向ですが、令和元年度（コロナ禍前）との比較では88.2%であり、引き続きコロナウイルス感染症拡大による影響が残っていると考えられます。
6	2	6	1(2)①No.4 読書環境の整備	榎尾委員 【意見】 視覚障がい者専用の電子図書館について、ぜひ視覚協会の意見も聞いてほしい！	図書館へその旨お伝えします。
7	2	7	1(2)②No.4 福祉タクシー利用料金助成事業	舞谷委員 【質問】 同じタクシーでも福祉タクシーの実績は伸びていませんが、乗り合いタクシーの方が、利便性が高いのか、利用する対象者が違うからなのか、何か理由はありますか。	乗合タクシーの利用者は、加賀市在住者ならどなたでも利用できますが、福祉タクシーは、移動することが困難な重度の障がいのある人（子ども）で、高齢者のみ世帯、市民税非課税世帯などの要件に該当する必要があるため、利用者が限られます。

該当箇所				質問者	ご意見・ご質問の内容	回答
NO	資料	ページ	項目			
8	2	8	1(2)③No.2 福祉避難所の円滑な 設置・運営	榎尾委員	<p>【質問】 福祉避難所の設置について、当事者団体への周知はあるのか？</p>	<p>【平時の周知】 現在、市では、災害発生時に一般の避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人等を受け入れるため、市内の67か所の福祉施設などと協定を締結し、「福祉避難所」として指定し、ホームページ上で公開しています。また、市の総合防災訓練で各種団体等へ周知を行っています。</p> <p>【災害時の周知】 災害時に避難が必要な場合には、市から地域住民に対して防災メールや防災行政無線等を活用し避難所開設に関する情報の周知を行います。 また、大雨や台風など災害の予測ができる場合で、地域住民が自主的に判断して避難する自主避難所のみ開設する場合にもホームページや防災メールでの周知を行っています。</p> <p>福祉避難所への避難の流れとしましては、一般の避難所に避難された場合には、高齢者や障がいのある人など要配慮者は、その避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、まず一次避難所で個別に状況を聞き取り、関係施設との調整の上、必要に応じて二次避難所となる福祉避難所に避難していただくこととなります。</p>
9	4	4	③3 拠点等の体制整備の 手法	榎尾委員	<p>【質問】 『多機能拠点型』と『面的整備型』 ※このイメージ図の説明がほしい！</p>	<p>地域生活支援拠点等は5つの機能を備えることが求められています。5つの機能とは、1相談支援、2緊急時の受入、3体験の機会・場、4専門性の向上、5体制づくりとなっています。</p> <p>この5つの機能を1つの事業所に集約して実施する場合は、多機能拠点型となります。これとは別に、複数の事業所が連携して5つの機能を役割分担して行う場合は、面的整備型となります。</p>